

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	こどもみらい部
監査の種類	令和2年度 定期監査（2監第87号 令和2年12月23日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和3年3月15日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
1 支出事務（その1） 補助金の交付事務において、補助金額の算定に誤りのある例が認められた。	令和3年 3月15日
2 支出事務（その2） 会計年度任用職員に係る週休日の振替・4時間の勤務時間の割振り変更に関する事務について、適切な処理がなされていない例が認められた。	令和3年 3月15日
3 支出事務（その3） 会計年度任用職員に係る休暇に関する事務について、届出をせず年次休暇を取得している例が認められた。	令和3年 3月15日
4 支出事務（その4） 市内旅行に関する事務について、旅行命令書が整備されていない例や、併せて、私有自動車の使用承認もなされていない例が認められた。	令和3年 3月15日
5 支出事務（その5） 支出事務において、支出負担行為の手続きが行われていない例が認められた。	令和3年 3月15日
6 契約事務（その1） 契約事務において、地方自治法施行令第167条の2第1項を適用した随意契約に関する事務が適切になされていない例が認められた。	令和3年 3月15日
7 契約事務（その2） 契約事務において、設計書の決定に係る専決がなされていない例が認められた。	令和3年 3月15日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>1 支出事務（その1）</p> <p>補助金の交付事務において、補助金額の算定に誤りのある例が認められた。</p> <p>※ いわき市民間保育所等運営費補助金の交付に係る事務において、児童割額は、補助基本児童数に年額 10,500 円を乗じて得た額とされているが、小島保育園の補助基本児童数は利用定員である 110 人とすべきところ、入所児童数である 119 人として児童割額を算定していた。</p> <p style="text-align: center;">（こども支援課）</p> <p>2 支出事務（その2）</p> <p>会計年度任用職員に係る週休日の振替・4時間の勤務時間の割振り変更に関する事務について、適切な処理がなされていない例が認められた。</p> <p>【事例1】夏井保育所</p> <p>※ 週休日の振替・4時間の割振り変更簿を作成しないまま、週休日であった令和2年4月4日（土）を新たな勤務日とし、同月7日（火）に新たな週休日を指定し、勤務時間の割振り変更を実施していた。</p> <p>また、新たな週休日は同一週を越えて振り替えられているにもかかわらず、超過勤務手当が支給されていなかった。</p> <p>なお、泉保育所、錦保育所、山田保育所、三阪保育所、三和保育所、四倉保育所においても、同様の例が認められた。</p> <p style="text-align: center;">（夏井保育所、泉保育所、錦保育所、山田保育所、三阪保育所、三和保育所、四倉保育所）</p> <p>【事例2】高坂保育所</p> <p>※ 週休日の振替・4時間の割振り変更簿を作成しないまま、週休日であった令和2年4月4日（土）を新たな勤務日とし、同月</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>補助金等交付申請書類における申請者の記載誤り及び審査事務における確認漏れによるものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>申請者に対し、補助事業等計画変更申請書の提出を求め、補助金額を改めました。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>会計年度任用職員制度開始時に振替等の整理ができていなかったため、これまでの嘱託職員等と同様、4週間内で、所属長が週休日及び勤務時間を割り振る取扱いとしていたことから、今回の事象が発生したものであります。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>こども支援課において、「出勤簿及び週休日の振替・4時間の勤務時間の割振り変更簿」の整備について指示を行い、また、超過勤務手当の考え方について、保育所及び地区保健福祉センターに改めて周知し、改善を図ったところであります。</p> <p>また、不支給となっていた超過勤務手当については、調査を行っており、その結果により該当する職員に対し支給する予定であります。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>3日（金）に新たな週休日を指定し、勤務時間の割振り変更を実施していた。 （高坂保育所）</p> <p>3 支出事務（その3） 会計年度任用職員に係る休暇に関する事務について、届出をせず年次休暇を取得している例が認められた。 ※ 三阪保育所において、令和2年4月20日に取得した年次休暇について、年次休暇届簿による届出がなされていなかった。 （三阪保育所）</p> <p>4 支出事務（その4） 市内旅行に関する事務について、旅行命令書が整備されていない例や、併せて、私有自動車の使用承認もなされていない例が認められた。 【事例1】小川保育所 ※ 令和2年4月13日に実施した私有自動車を用いた市内旅行については、旅行命令書が整備されておらず、私有自動車の使用に関する所属長の承認も受けていなかった。【類例3件あり】 （小川保育所）</p> <p>【事例2】錦保育所 ※ 令和2年6月19日に実施した私有自動車を用いた市内旅行について、私有自動車</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕 年次休暇簿への記載を失念していたものです。</p> <p>〔措置した内容〕 指摘事項につきましては、保育所内で周知し、今後、同様の誤りが発生しないよう改善を図ったところであります。</p> <p>【事例1】〔指摘事項が発生した原因〕 2キロ以内の市内旅行については、旅行命令及び私有自動車の使用承認が不要と誤認していたことや、旅行命令等の必要性は認識していたものの作成を失念したことにより、今回の事象が発生したものであります。</p> <p>【事例1】〔措置した内容〕 指摘事項につきましては、施設内で周知し、今後、同様の誤りが発生しないよう改善を図ったところであります。 今後につきましても、引き続き、会議等の場において注意喚起を促すとともに、事務マニュアルの確認を徹底するなどし、再発防止に努めて参ります。</p> <p>【事例2】〔指摘事項が発生した原因〕 同乗をする場合、同乗者の旅行命令は不要と誤認していたため、今回の事象が発生したものと</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>等使用承認願簿の備考欄に記載があった同乗者に対する旅行命令書が整備されていなかった。【類例2件あり】</p> <p>なお、四倉第一幼稚園においても、同様の例が認められた。</p> <p>(錦保育所、四倉第一幼稚園)</p> <p>5 支出事務 (その5)</p> <p>支出事務において、支出負担行為の手続きが行われていない例が認められた。</p> <p>※ 令和2年5月23日付けで、スポットビジョンスクリーナー保守業務委託契約を締結しているが、監査実施日(令和2年9月28日)において、市財務規則第62条の規定に基づく支出負担行為書の作成が行われていなかった。【類例1件あり】</p> <p>(こども家庭課)</p> <p>6 契約事務 (その1)</p> <p>契約事務において、地方自治法施行令第167条の2第1項を適用した随意契約に関する事務が適切になされていない例が認められた。</p> <p>※ 豊間保育園機械警備業務委託においては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(性質又は目的が競争入札に適しないもの)を適用した随意契約の理由として、「豊間保育園は豊間中学校校舎内に整備されているが、豊間中学校の機械警備業務を受託している当該業者に委託することで、機械警備業務の煩雑化を避けられる</p>	<p>であります。</p> <p>【事例2】〔措置した内容〕</p> <p>指摘事項につきましては、施設内で周知し、今後、同様の誤りが発生しないよう改善を図ったところであります。</p> <p>今後につきましても、引き続き、会議等の場において注意喚起を促すとともに、事務マニュアルの確認を徹底するなどし、再発防止に努めて参ります。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>市財務規則が定める時期に支出負担行為書を作成する必要があることについては認識していたものの、確認不足等により事務処理を失念したことから発生したものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>監査での指摘後、直ちに支出負担行為書を作成する処理を行いました。</p> <p>今後は同様の事案が発生しないよう、今回の指摘内容を課内職員に改めて認識させ、再発防止に努めてまいります。</p> <p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用した随意契約にも関わらず、認識不足から、安価に抑えられることを裏付けるため、2人から見積書を徴したこと、また、第2号を適用する合理的理由の記載内容が不十分であったことによるものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>今後の契約事務においては、関係規定等に基づく適切な事務処理の徹底に努めて参ります。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>と共に、他業者に委託するよりもコストを安価に抑えることができるため」とされているが、2人から見積書を徴していた。</p> <p>また、第2号を適用する合理的理由の記載としても不十分であった。</p> <p style="text-align: center;">(こどもみらい課)</p> <p>7 契約事務 (その2)</p> <p>契約事務において、設計書の決定に係る専決がなされていない例が認められた。</p> <p>※ 保育所施設点検業務委託の契約事務においては、その設計額が1,000万円未満であることから、設計書の決定について課長の専決事項となっているが、専決がなされていない。【類例1件あり】</p> <p style="text-align: center;">(こどもみらい課)</p>	<p style="text-align: center;">〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>設計書の決定に係る専決者については認識しておりましたが、同時に回付した起工何への決裁があったため、設計書そのものに決裁欄を設けなくても良いものと誤認していたものです。</p> <p style="text-align: center;">〔措置した内容〕</p> <p>今後は、同様の誤りが生じることがないように、組織内のチェック体制の強化を図り、適切な契約事務の執行に努めて参ります。</p>